

諸外国の温暖化対策税制の概要（2004年8月版・暫定版）

		フィンランド		スウェーデン		ノルウェー		デンマーク		オランダ					
										一般燃料税	エネルギー規制税				
導入の経緯 （下線部は当該国の温暖化対策税制に該当すると考えられるもの）		・ 1990年：炭素税[additional duty]を導入。課税標準は炭素含有量。 ・ 1994年：課税標準を炭素/エネルギー含有量(75/25)に変更。 ・ 1997年：課税標準を再び炭素含有量に変更。また、発電用燃料に関する炭素税を非課税とするとともに、電気消費税[output tax on electricity]を導入（課税段階の変更）。		・ 1991年：大規模な税制改革において、所得税の大幅減税を伴って炭素税[carbon dioxide tax]を導入。課税標準は炭素含有量。 ・ 2001年：新たなグリーン税制改革の一環として炭素税を増税し、既存のエネルギー税を減税（政府予算2000年12月時点）。		・ 1991年：炭素税[CO ₂ -tax]の導入。課税標準は炭素含有量に依存しない。 ・ 1992～93年：エネルギー課税体系の大幅変更。交通用及び電気を除く熱利用燃料の既存エネルギー税を廃止し、炭素税の税率を引き上げ。 ・ 1999年：新グリーン税制を導入。炭素税課税対象を北海油田への供給船、航空運輸、沿岸海上運輸にまで拡張。 ・ 2005年：国内排出量取引制度を導入予定。		・ 1992年：炭素税[CO ₂ -tax]を導入。課税標準は炭素含有量。導入当初、産業部門は非課税。 ・ 1993年：産業部門に対して、50%の還付の炭素税が導入 ・ 1996年：天然ガスに炭素税が導入。これまでのエネルギー多消費産業に対する特別な還付措置に替わり、産業部門の工程別（重工程、軽工程、室内暖房）及び、エネルギー効率改善に関する政府との協定の有無により実質的に異なる税率が適用される新制度を導入。 ・ 1998年：ガソリンに対する既存エネルギー税の増税など		・ 1988年：既存の四種類の環境課徴金を一般燃料税 [general fuel charge、後のgeneral fuel tax]として統合。 ・ 1990年：一般燃料税[general fuel charge、後のgeneral fuel tax]の課税標準の一部として炭素含有量を導入。 ・ 1992年：一般燃料税の課税標準を炭素/エネルギー要素に変更。課徴金[general fuel charge]から税[general fuel tax]への形態の変更に伴い、収入は一般財源に移行。 ・ 1996年：小規模エネルギー消費者を対象としたエネルギー規制税[regulatory energy tax]を導入。課税標準は炭素/エネルギー要素に依存。					
		既存エネルギー税制との関連		・ 炭素税導入に伴い、既存のエネルギー税[<u>basic duty</u>]は交通用燃料について軽減され、その他エネルギーについては全廃。 ・ 1997年には炭素税の税率引き上げを相殺する形で、交通用燃料への既存エネルギー税の税率引き下げが行われている。		・ 炭素税導入に伴い、既存のエネルギー税[<u>energy tax</u>]の税率は1/2に減額（炭素税の導入とあわせると、化石燃料への課税は実質増税）。		・ 炭素税導入に際し、既存のエネルギー税[<u>Excise on petrol, Autodiesel tax, Tax on heating oil (mineral oil), Tax on consumption of electricity</u>]の中には税率が引き上げられたものもあった。		・ 炭素税導入に際し、既存のエネルギー税[<u>energy tax</u>]の税率を引き下げ。また、導入当時すでに高率のエネルギー税が課されていたガソリンは炭素税の課税対象外とされた。		一般燃料税及びエネルギー規制税導入に際して、 <u>既存のエネルギー税[Excises]</u> の調整は行われていない。			
主な課税対象と税率 d		・ <u>炭素税[additional duty]</u> の主な課税対象：下表のガソリン～重油、灯油～天然ガスに該当。 ・ <u>電気消費税[output tax on electricity]</u> の課税対象：電気。 ・ <u>既存のエネルギー税[<u>basic duty</u>]</u> の主な課税対象：下表のガソリン～軽油及び灯油に該当。		・ <u>炭素税[carbon dioxide tax]</u> の主な課税対象：下表のガソリン～天然ガスに該当。 ・ <u>既存のエネルギー税[<u>energy tax</u>]</u> の主な課税対象：下表のガソリン～電気に該当。 ・ 1995年より、炭素税、エネルギー税ともに、税率をインフレ率に従って自動的に上昇させる仕組みを導入。		・ <u>炭素税[CO₂-tax]</u> の主な課税対象：下表のガソリン、ディーゼル軽油、軽油、重油、灯油、石炭、天然ガスに該当。 ・ <u>既存のエネルギー税[<u>Excise on petrol</u>]</u> の主な課税対象：下表のガソリンに該当。 ・ <u>既存のエネルギー税[<u>Autodiesel tax</u>]</u> の主な課税対象：下表のディーゼル軽油（交通用）に該当。 ・ <u>既存のエネルギー税[<u>Tax on heating oil (mineral oil)</u>]</u> の主な課税対象：下表の軽油～重油、灯油に該当。 ・ <u>既存のエネルギー税[<u>Tax on consumption of electricity</u>]</u> の課税対象：電気。2004年7月に電力税制が改正されている。 ・ 炭素税の税率は毎年の予算案で審議される。		・ <u>炭素税[CO₂-tax]</u> の主な課税対象：下表のディーゼル軽油～電気に該当。 ・ <u>既存のエネルギー税[<u>energy tax</u>]</u> の主な課税対象：下表のガソリン～電気に該当。			・ <u>一般燃料税[<u>general fuel tax</u>]</u> の主な課税対象：下表のガソリン～天然ガスに該当。 ・ <u>エネルギー規制税[<u>regulatory energy tax</u>]</u> の主な課税対象：軽油、LPG、灯油、天然ガス、電気に該当。 ・ 小規模エネルギー消費者が課税対象のため、エネルギー種類毎に年間消費量の上限が設定されている。また交通部門は課税対象外。		・ <u>既存のエネルギー税[<u>Excises</u>]</u> の主な課税対象：下表のガソリン～重油及び灯油に該当。		
				温暖化対策税制 [additional duty、output tax on electricity]	既存エネルギー税制 [basic duty]	温暖化対策税制 [carbon dioxide tax]	既存エネルギー税制 [energy tax]	温暖化対策税制 [CO ₂ -tax]	既存エネルギー税制 [Excise on petrol, Autodiesel tax, Tax on heating oil (mineral oil), Tax on consumption of electricity]	温暖化対策税制 [CO ₂ -tax]	既存エネルギー税制 [energy tax]	温暖化対策税制		既存エネルギー税制 [Excises]	
		交通用		ガソリン（無鉛）	40.2 EUR/kl 5.33 千 円/kl	520 EUR/kl 69.0 千 円/kl	860 SKR/kl 12.5 千 円/kl	3,640 SKR/kl 52.78 千 円/kl	760 NKR/kl 11.83 千 円/kl	4,340 NKR/kl 67.53 千 円/kl	-	3,870 DKR/kl 68.50 千 円/kl	11.83 EUR/kl 1.554 千 円/kl	-	579.9 EUR/kl 76.19 千 円/kl
		交通用		ディーゼル軽油	45.2 EUR/kl 6.00 千 円/kl	280 EUR/kl 37.2 千 円/kl	1,058 SKR/kl 15.34 千 円/kl	2,090 SKR/kl 30.31 千 円/kl	510 NKR/kl 7.94 千 円/kl	3,740 NKR/kl 58.19 千 円/kl	270 DKR/kl 4.78 千 円/kl	2,580 DKR/kl 45.67 千 円/kl	13.05 EUR/kl 1.715 千 円/kl	-	333.8 EUR/kl 43.86 千 円/kl
		交通用		航空機燃料(ケロシン)	45.2 EUR/kl 6.00 千 円/kl	280 EUR/kl 37.2 千 円/kl	1,058 SKR/kl 15.34 千 円/kl	2,090 SKR/kl 30.31 千 円/kl	f	f	270 DKR/kl 4.78 千 円/kl	2,120 DKR/kl 37.52 千 円/kl	12.74 EUR/kl 1.674 千 円/kl	-	333.8 EUR/kl 43.86 千 円/kl
		その他		軽油	45.4 EUR/kl 6.02 千 円/kl	18.3 EUR/kl 2.43 千 円/kl	1,058 SKR/kl 15.34 千 円/kl	743 SKR/kl 10.8 千 円/kl	510 NKR/kl ^h 7.94 千 円/kl	190 NKR/kl ^h 2.96 千 円/kl	270 DKR/kl 4.78 千 円/kl	1,730 DKR/kl 30.62 千 円/kl	13.05 EUR/kl 1.715 千 円/kl	154.04 EUR/kl 20.24 千 円/kl	46.56 EUR/kl 6.118 千 円/kl
		その他		重油	54.0 EUR/t 7.16 千 円/t	-	1,120 SKR/t 16.24 千 円/kl	787 SKR/t 11.4 千 円/t	510 NKR/kl ^h 7.94 千 円/kl	190 NKR/kl 2.96 千 円/kl	320 DKR/t 5.66 千 円/t	1,950 DKR/t 34.52 千 円/t	15.23 EUR/t 2.001 千 円/t	-	15.54 EUR/t 2.042 千 円/t
		その他		LPG	-	-	1,112 SKR/t 16.12 千 円/t	145 SKR/t 2.10 千 円/t	f	f	300 DKR/t 5.31 千 円/t	2,220 DKR/t 39.29 千 円/t	15.58 EUR/t 2.047 千 円/t	182.38 EUR/kl 23.96 千 円/kl	-
		その他		灯油	45.4 EUR/kl 6.02 千 円/kl	18.3 EUR/kl 2.43 千 円/kl	1,058 SKR/kl 15.34 千 円/kl	743 SKR/kl 10.8 千 円/kl	510 NKR/kl ^h 7.94 千 円/kl	190 NKR/kl ^h 2.96 千 円/kl	270 DKR/kl 4.78 千 円/kl	1,730 DKR/kl 30.62 千 円/kl	12.96 EUR/kl 1.703 千 円/kl	152.77 EUR/kl 20.07 千 円/kl	46.56 EUR/kl 6.118 千 円/kl
		その他		石炭	41.4 EUR/t 5.49 千 円/t	-	920 SKR/t 13.34 千 円/t	316 SKR/t 4.58 千 円/t	500 NKR/t 7.78 千 円/t	-	242 DKR/t 4.28 千 円/t	1,183 DKR/t 20.94 千 円/t	11.02 EUR/t 1.448 千 円/t	-	-
その他		天然ガス	0.0173 EUR/m ³ 2.30 円/m ³	-	0.792 SKR/m ³ 11.5 円/m ³	0.241 SKR/ m ³ 3.49 円/ m ³	0.76 NKR/m ³ 11.8 円/m ³	-	0.22 DKR/m ³ 3.89 円/m ³	0.38 DKR/m ³ 6.73 円/m ³	0.0102 EUR/m ^{3j} 1.34 円/m ³	0.1429 EUR/m ³ 18.78 円/m ³	-		
その他		電気	0.00690 EUR/kWh ^k 0.915 円/kWh	-	-	0.139 SKR/kWh 2.02 円/kWh	-	0.0856 NKR/kWh 1.33 円/kWh	0.1 DKR/kWh 1.77 円/kWh	0.43 DKR/kWh 7.52 円/kWh	-	0.0654 EUR/kWh 8.59 円/kWh	-		

	フィンランド	スウェーデン	ノルウェー	デンマーク	オランダ	
課税段階	<ul style="list-style-type: none"> 既存のエネルギー税の徴税システムを活用。納税義務者 炭素税：卸売段階で課税。ただし天然ガスについてはのみ輸入段階で課税 電気消費税：電力供給網運営者、電気事業者等 	<ul style="list-style-type: none"> 国の徴税機関（National Tax Board：NTB）による既存エネルギー税の徴税システムを活用。納税義務者 EU鉱油体系指令の対象燃料（ガソリン、ディーゼル、ケロセン、LPG、潤滑油・グリースを除く暖房用及びその他の石油製品など）：卸売者または製造者。 その他の燃料（天然ガス、石炭、ピートなど）：燃料を製造及び加工する者。卸売者も該当。天然ガスについては輸入者も該当。ピートについては採掘者も該当。 	<ul style="list-style-type: none"> 既存エネルギー税の徴税システムを活用。納税義務者 石油の生産者及び製品の輸入者。なお、これは国内に存在する6-8社存在する石油販売業者のことであり（上流課税）。それぞれの国内への供給量に応じて課税。また、石油採掘業者は、自信の自家消費分については自ら納税する。 	<ul style="list-style-type: none"> 国内でエネルギーが消費される段階で課税。納税義務者 燃料販売者や流通業者 	<ul style="list-style-type: none"> 既存のエネルギー税の徴税システムを活用。納税義務者 鉱物油：既存のエネルギー税の納税義務者（既存のエネルギー税とともに徴収） 石炭・ガス：燃料販売者、最終消費者¹ 	納税義務者 <ul style="list-style-type: none"> 電力及びガス：最終消費者にエネルギーを供給する企業 鉱物油：既存のエネルギー税の納税義務者
主な減免措置	特定の燃料に対する措置 <ul style="list-style-type: none"> 天然ガスには50%の軽減税率を適用、ピートには17%の軽減税率を適用。 産業部門に対する措置 <ul style="list-style-type: none"> 鉱業、製造業[industrial manufacturing and processing of goods]、温室園芸業には電力消費税を軽減。 用途による減免措置 <ul style="list-style-type: none"> 原料用燃料は免税。 発電用燃料は免税。 環境配慮に対する措置 <ul style="list-style-type: none"> CHP（熱電併給、コージェネレーション）、風力及び木材燃料等による発電には還付措置あり。 鉄道で消費される電気は免税。 	産業部門に対する措置 <ul style="list-style-type: none"> 課税額が一定額を超過する場合に超過分について軽減。 製造業、農林業、養殖業へ熱を供給する熱供給事業者は一部払戻。 用途による減免措置 <ul style="list-style-type: none"> 金属加工過程、鉱物油、石炭、石油コークス、セメント、褐炭、ガラスなどの生産過程で用いられるものに対する減免。 発電用燃料は減免。 環境配慮に対する措置 <ul style="list-style-type: none"> 環境配慮型プロジェクトで使用される燃料は減免・免除措置があり得る。 	産業部門に対する措置 <ul style="list-style-type: none"> 国際航空業は免税、国内航空業には軽減措置。 遠洋漁業、近海漁業、国際海運業は非課税、国内海運業には軽減措置。 紙・パルプ産業、魚肉加工業への軽減措置。 供給船 [supply fleet] への軽減措置。 輸出用燃料は免税。 用途による減免措置 <ul style="list-style-type: none"> セメント製造業・工業プロセスで使用される石炭及びコークスは免税。 環境配慮に対する措置 <ul style="list-style-type: none"> 鉄道は免税。 その他 <ul style="list-style-type: none"> 本土消費の天然ガスは免税。 美術館・博物館で使用する燃料は免税。 	産業部門に対する措置 <ul style="list-style-type: none"> 産業部門には軽・重工程の違いとエネルギー効率改善に関する政府との協定の有無により異なる税率を適用²。税率は1996～2000年まで段階的に上昇。 用途による減免措置 <ul style="list-style-type: none"> 転換部門の石炭消費は免税。 発電用燃料は免税。 公共交通洋の一部燃料(ultra-light diesel, gas)は免税。 漁業船舶用は免税。 	産業部門に対する措置 <ul style="list-style-type: none"> 天然ガスの大量消費者はエネルギー要素分について軽減税率を適用。 	産業部門に対する措置 <ul style="list-style-type: none"> 温室園芸業で用いる天然ガスは免税（別途、エネルギー効率改善に関する協定を政府と締結済み）。 環境配慮に関する事項 <ul style="list-style-type: none"> 地域熱供給、発電用の天然ガス、再生可能エネルギーによる発電は非課税。 規模による措置 <ul style="list-style-type: none"> 天然ガス、電力消費は、課税対象の下限を設定（これらのエネルギーは消費量をゼロにすることができないため。小規模エネルギー消費者のそれぞれ6%、5～10%がこの措置により課税対象外として配慮するもの）。
税収の使途	<ul style="list-style-type: none"> 一般財源（所得税減税の原資として活用。） 	<ul style="list-style-type: none"> 一般財源（所得税等の減収分に活用。） 	<ul style="list-style-type: none"> 一般財源 	<ul style="list-style-type: none"> 一般財源（産業部門からの税収は、雇用の社会保険負担の軽減、中小業用補助金、省エネ投資補助等として産業部門に還元） 	<ul style="list-style-type: none"> 一般財源 	
効果	<ul style="list-style-type: none"> フィンランド総理府[Prime Minister's Office]作成の報告書（2000年4月）では、1990年代のエネルギーに係る税制の変化に伴う効果を次の通り評価している。 1998年時点でのCO₂排出量の削減効果は、約4百万tCO₂と推計（総排出量57百万tCO₂の7%に相当）。内訳は、最終消費部門におけるエネルギー製品消費の減少分と、エネルギー転換部門における燃料消費の減少分が半々程度。最終消費部門においては、ガソリン消費量の減少分（約1百万tCO₂）と、産業部門におけるエネルギー消費構造の変化分（約1百万tCO₂）が大きいと考えられた。 	<ul style="list-style-type: none"> スウェーデン自然保護庁[The Environmental Protection Agency]の報告書（1995年10月）では、炭素税によるCO₂排出量の削減効果を次の通り評価している。 1987～1994年にかけて、地域暖房、産業、住宅、業務部門でCO₂排出量が平均19%（8百万tCO₂）減少。この削減量のうち約60%が炭素税の導入によるもの。特に地域暖房部門が炭素税の影響を大きく受けており（同時期28%、2.6百万tCO₂減少）、使用燃料の内訳が変化している。 また、自然保護庁の報告書（1997年7月）においてもエネルギーに関する税課徴金の効果について、CO₂税が既存エネルギー税とともに、地域暖房部門におけるバイオ燃料の消費量を増大させたと評価している。 	<ul style="list-style-type: none"> ノルウェー統計局[The Bureau of Central Statistics]は炭素税によるCO₂排出量の削減効果を次の通り評価している（ただし、評価の対象範囲がCO₂排出量全体の2割程度であることに留意する必要がある）。 1991～1993年におけるCO₂排出量は、炭素税により毎年3～4%削減と推計（年間排出量にして0.3百万tCO₂の抑制に相当）。 ノルウェー統計局が、2002年12月に行った価格弾性値の推定及び応用一般均衡モデルを用いた事後評価では、1999年の実際の排出量とCO₂税を導入しなかったと仮定した場合の排出量の差を2.3%と評価した。 第3次国別報告書では、CO₂税による排出削減効果を2005年時点で2.6百万t-Cと想定している。 	<ul style="list-style-type: none"> 省庁横断的な委員会は、1995年に導入されたエネルギー政策パッケージ、並びに1998年の同パッケージ改正の効果について次の通り評価している。 CO₂税の効果は、最近20年間のデータから推定された商工業のエネルギー需要を用いたマクロ経済モデルを用いて求められた。このエネルギー需要は、生産量、エネルギー価格、技術進歩に從属するものである。2005年のCO₂排出削減効果は3.8%（230万t）とし、そのうち税制の効果は2.0%（120万t）、補助金の効果は1.2%（70万t）、協定の効果は0.6%（40万t）と評価した。 	<ul style="list-style-type: none"> グリーンタックス委員会[The Dutch Green Tax Commission]の第2次レポートでは、一般燃料税によるCO₂排出量の削減効果を次のように評価している。 価格弾性性に基づくモデル計算により、仮に一般燃料税が存在しなければ1994年時点で1.7百万tのCO₂が余計に排出されていたものと推計。 	<ul style="list-style-type: none"> SEO研究所（アムステルダム大学経済学部を母体に設立された研究所）が、2001年に価格弾性値を用いてエネルギー規制導入に伴う消費削減量を推定した（事後評価）。 民生（家庭）部門における天然ガス使用量について、1999年における実際の使用量と同税を導入しないと仮定した場合を比較すると、2.3%の減少。2001年における推定使用量を比較すると、6.3%の減少。 民生（家庭）部門における電気使用量の変化について、1999年における実際の使用量と同税を導入しないと仮定した場合を比較すると、6.3%の減少。2001年における推定使用量を比較すると、16%の削減。
付加価値税の徴収方法	インボイス方式	インボイス方式	インボイス方式	インボイス方式	インボイス方式	

		ドイツ	イタリア	英国	スイス	フランス						
導入の経緯 (下線部は当該国の温暖化対策税制に該当すると考えられるもの)		<ul style="list-style-type: none"> 1999年：第1次環境税制改革を実施。既存のエネルギー税である鉱油税[<u>mineral oil tax</u>]に税率を上乗せするとともに、それまで課税対象となっていなかった電気に対して電気税[<u>electricity tax</u>]を新設。 2000年：第2次環境税制改革を実施。1999年の上乗せ税率を決定した第1次税制改革に続き、2000年から2003年まで鉱油税及び電気税の段階的税率引き上げを行い、2003年1月1日に暫定的目標税率に到達する。 2002年：「環境税制改革の更なる発展に関する法律」が成立。環境税制改革の第5段階(2003年1月1日～)を修正し、環境政策上望ましくない減免措置の整理縮小と、鉱油税の税率引き上げを目的として成立。 	<ul style="list-style-type: none"> 1999年：1999年財政法[Financial Law for 1999]を採択。既存のエネルギー税[<u>Excises on mineral oils</u>]の改正が行われることとなった。改正の要点は以下の2点。 <ul style="list-style-type: none"> 気候変動に対する潜在的影響の程度を考慮に入れるため、鉱物油の炭素含有量及びその用途に基づく税率の調整を実施。2005年の完成に向けて1999年から段階的に税率引き上げ。 燃焼プラントで用いられる石炭、石油コークス、天然ピッチュメンを既存のエネルギー税の課税対象に追加。 なお、同税は1999年11月に一次凍結されたが、2000年6月に再導入。 	<ul style="list-style-type: none"> 1998年：排出量取引のパイロット調査と産業及び商業のエネルギー消費に対する税の導入を提案した「マーシャルレポート"Economic Instruments and the Business Use of Energy"」を発表。 1999年：政府予算案の中で、2001年4月から産業及び商業のエネルギー消費に対する税(気候変動税[<u>Climate Change Levy</u>])の導入が盛り込まれ、2001年4月より課税を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 2000年：「CO₂削減連邦法[Federal Law on the reduction of CO₂ emissions (CO₂ law)]」が施行。まずエネルギー・交通・環境・財政政策及び自主的取組を行い、それらの取組だけで削減目標達成が困難な場合に新たにCO₂税[CO₂ tax]を導入。課税標準は炭素含有量。CO₂税の導入は早くとも2004年。 	<ul style="list-style-type: none"> 1999年1月：既存の環境汚染に対する課税を再編成した汚染活動一般税(TGAP [taxe générale sur les activités polluantes]^P)を創設。 1999年5月：TGAPの課税対象を2001年1月から企業による化石燃料及び電力の消費にまで拡張する方針を表明。 2000年9月：2000年第2次補正予算法案にTGAPの改正を盛り込む。 2000年12月10日：政府案が議会を通過。 2000年12月29日：憲法院より違憲判決。^Q 						
既存エネルギー税制との関連		<ul style="list-style-type: none"> ドイツの温暖化対策税制は、<u>既存のエネルギー税である鉱油税[<u>mineral oil tax</u>]</u>の税率引き上げと電気税の新設により導入された。 	<ul style="list-style-type: none"> イタリアの温暖化対策税制は、<u>既存のエネルギー税[<u>Excises on mineral oils</u>]</u>の税率設定の考え方に温暖化防止の視点を導入し、既存エネルギー税の税率を調整することにより導入された。 	<ul style="list-style-type: none"> <u>既存エネルギー税の炭化水素油税[<u>Hydrocarbon oil tax</u>]</u>がすでに課税されているガソリン等の炭化水素油及び道路交通用ガス燃料は、気候変動税の課税対象となっていない。 なお、炭化水素油税については、気候変動税の導入に先立つ1993年から1999年までの期間において、税率をインフレ率以上に引き上げる措置が採られた。その目的は、1992年に廃止された自動車税[Car tax]の減収分の補填と、2000年までに地球温暖化ガスの排出量を1990年レベルに引き下げること。この措置は2000年9月の石油価格上昇により凍結され、2000年以降は毎年の予算に応じて税率引き上げが判断されている。 	<ul style="list-style-type: none"> フランスの温暖化対策税制は、<u>既存の環境税である汚染活動一般税(TGAP)</u>の課税対象を企業による化石燃料及び電力の消費にまで拡張するものとして導入が予定されていた。 							
主な課税対象と税率 ^r		<ul style="list-style-type: none"> 鉱油税[<u>mineral oil tax</u>]の主な課税対象：下表のガソリン～LPG、天然ガスに該当。 電気税[<u>electricity tax</u>]の課税対象：電気。 2003年まで、税率は、毎年概ね、鉱油税率については60DM/kI、電気税率については0.005DM/kWhが引き上げられる。 2003年1月1日の暫定的目標税率(1999年以降の鉱油税上乗分+電気税)は、ガソリン300DM/kI、ディーゼル+300DM/kI、暖房用軽油+40DM/kI、天然ガス+0.0313DM/m³、電気0.040DM/kWh。 	<ul style="list-style-type: none"> 既存のエネルギー税[<u>Excises on mineral oils</u>]の主な課税対象：下表のガソリン～灯油、天然ガス、電気に該当。 2000年時点で温暖化対策税制として税率引き上げ済と考えられるのはガソリンのみ^s 	<ul style="list-style-type: none"> 気候変動税[<u>Climate Change Levy</u>]の主な課税対象：下表のLPG、石炭、天然ガス、電気に該当。 炭化水素油税[<u>Hydrocarbon oil tax</u>]の主な課税対象：下表のガソリン～重油、灯油に該当。 気候変動税は産業及び商業のエネルギー消費がその対象であり、交通部門及び家庭部門は課税対象外。その他、登録された慈善活動や非常に小さな規模の企業も課税対象外。 	<ul style="list-style-type: none"> CO₂税[CO₂ tax]の主な課税対象：鉱物油税の課税対象と同じ(CO₂税の課税対象について、鉱物油税法第2条で規定される石炭・暖房用油・交通用燃料が、エネルギー利用として販売される場合に適用すると定義) 鉱物油税[<u>mineral oil tax</u>]の主な課税対象：下表のガソリン、ディーゼル/軽油、軽油、重油、石炭、天然ガスに該当。 CO₂削減連邦法によれば、CO₂税の税率は210SF/t(CO₂(17,949円)を上限とする範囲で決められる。 	<ul style="list-style-type: none"> 既存エネルギー税[<u>excise tax</u>]の主な課税対象：下表のガソリン～灯油、電気に該当。 温暖化対策税制(TGAPの拡張分)は企業による化石燃料及び電力の消費が課税対象。農林漁業及び交通部門は課税対象外。 						
		温暖化対策税制	既存エネルギー税制 [1998年までのmineral oil tax]	温暖化対策税制 [Excises on mineral oilsの1999年以降の引き上げ分]	温暖化対策税制 [Climate Change Levy]	温暖化対策税制 [CO ₂ tax]	温暖化対策税制 [TGAPの拡張分]					
		[electricity tax]	[1999年以降のmineral oil tax上乗分]		既存エネルギー税制 [Hydrocarbon oil tax ^u]	既存エネルギー税制 [mineral oil tax]	既存エネルギー税制 [excise tax]					
	交通用	ガソリン(無鉛)	-	153.40 EUR/kI 20.16千円/kI	501 EUR/kI 65.84千円/kI	20.1 EUR/kI 267円/kI	527.8 EUR/kI 70.03千円/kI	-	488.2 UK £/kI 96.18千円/kI	(2004年以降の導入を検討中)	727.2 SF/kI 62.15千円/kI	586.3 EUR/kI 77.79千円/kI
		ディーゼル/軽油	-	153.40 EUR/kI 20.16千円/kI	317 EUR/kI 41.65千円/kI	v	385.8 EUR/kI 51.18千円/kI	-	478.2 UK £/kI 94.21千円/kI		758.7 SF/kI 64.84千円/kI	389.0 EUR/kI 51.61千円/kI
		航空機燃料(ケロシン)	-	-	501 EUR/kI 65.84千円/kI	v	323.3 EUR/kI 42.89千円/kI	-	546.8 UK £/kI 107.7千円/kI		v	323.6 EUR/kI 42.93千円/kI
	その他	軽油	-	20.5 EUR/kI ^v 2.69千円/kI	40.9 EUR/kI 5.37千円/kI	v	115.7 EUR/kI ^w 15.35千円/kI	-	31.3 UK £/kI 6.17千円/kI		3 SF/kI 256円/kI	78.9 EUR/kI 10.46千円/kI
		重油	-	9.70 EUR/t 1.27千円/kI	15.3 EUR/t 2.01千円/t	v	46.5 EUR/t 6.17千円/t	-	27.8 UK £/t 5.48千円/t		3.6 SF/t 308円/t	23.2 EUR/t 3.08千円/t
		LPG	-	35.06 EUR/t 4.61千円/t	25.6 EUR/t 3.36千円/t	v	185.4EUR/kI ^r 24.60千円/kI	9.6 UK £/t 1.89千円/t	-		v	39.4 EUR/t ^w 5.23千円/t
		灯油	-	20.5 EUR/kI ^y 2.69千円/kI	40.9 EUR/kI 5.37千円/kI	v	323.3 EUR/kI ^r 42.89千円/kI	-	31.3 UK £/kI 6.17千円/kI		v	22.2 EUR/kI ^w 2.95千円/kI
	石炭	-	-	-	v	-	11.7 UK £/t 2.30千円/t	-		0.9 SF/t 77円/t	-	
	天然ガス	-	0.0037 EUR/kWh 0.49円/kWh	0.00 EUR/kWh 0.24円/kWh	v	0.0015 EUR/m ³ 0.21円/m ³	0.0015 UK £/kWh 0.30円/kWh	-		0.00016 SF/m ³ 0.014円/m ³	-	
	電気	0.0205 EUR/kWh 2.69円/kWh	-	-	v	0.0021 EUR/kWh ^z 0.28円/kWh	0.0043 UK £/kWh 0.85円/kWh	-		v	税抜価格の8.5%	

	ドイツ	イタリア	英国	スイス	フランス
課税段階	<p>納税義務者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 鉱油税：納税義務者は主に石油供給企業 ・ 電力税：納税義務は、電気が電気供給事業者から国内の最終消費者に買い取られる際に発生。実際の納税者は電気供給事業者 		<p>納税義務者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 電力供給企業等のエネルギー供給事業者が最終消費者から料金と併せて徴収し納税。VATと同様の徴税システム。 ・ 下記の80%の軽減を受ける消費者は、供給事業者に、環境政策当局が発行した証明書を示した上で軽減後の額を請求させる形でこれを支払う（行政コストを低減でき、軽減対象の確認も容易であるため）。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ CO₂削減連邦法によればCO₂税の納税義務者は以下の通り。なお、石炭以外の化石燃料については既存のエネルギー税である鉱物油税の徴税・還付手続が適用され、税関において鉱物油税とともに徴収される。また、石炭についても、現状においてすべて輸入されていることから、税関で課されることになる。 <p>納税義務者（CO₂削減連邦法第8条）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 石炭：関税法における輸入品に関する支払義務のある者及び国内の製造者 ・ その他化石燃料：鉱物油税法における鉱物油税の納税義務者 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 年間のエネルギー消費量が石油換算100t以上の企業が納税義務者。 ・ 全仏約280万社のうち、約4.4万社を課税対象と予定。
主な減免措置	<p>産業部門に対する措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 零細製造業、農林業に対する軽減措置（環境税 [鉱油税の引き上げ分と電気税] の税率が通常の60%にまで引き下げられる）。 ・ 2MWまでの自家発電について電気税が非課税。 ・ 製造業に対しては、環境税制改革に伴う電気税・鉱油税の負担額が年金保険料の引き下げ分を超えた場合は、その超過分の95%を還付。 <p>環境配慮に対する措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 月間稼働率70%を超えるCHP（熱電併給、コージェネレーション）は、鉱油税が非課税。 ・ 1999年12月31日以降に設置された高効率複合サイクルガスタービン発電は、鉱油税を10年間免除。 ・ 再生可能エネルギー発電による電気は電気税が免税。 ・ トロリーバスによる輸送または鉄道で消費される電気は50%の軽減税率適用（電気税）、公共交通機関で消費される燃料油に対する軽減措置（鉱油税引き上げ分について軽減）。 <p>用途による減免措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 製造業者、農林業者、公益事業者等の発電用燃料は鉱油税引き上げ分が免除。 <p>低所得者層への配慮</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 夜間蓄熱式暖房（低所得者層での使用が多い）については電気税に関して60%の軽減税率適用（2006年末まで）。 		<p>産業部門に対する措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 統合汚染管理規制（IPCC）の対象施設を設置する事業者を有する業界団体は、政府と二酸化炭素排出削減目標等を盛り込んだ気候変動協定を締結することにより、気候変動税を20%に軽減される。協定を締結したのは、主要な10のエネルギー集約産業（アルミ、セメント、セラミック、化学、食品飲料、鋳造、ガラス、非鉄金属、製紙、鉄鋼）を含む44業界団体。気候変動協定を締結した業界団体は、協定上の目標を達成するため、排出量取引を活用することが可能。 <p>環境配慮に対する措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 再生可能資源により発電された電気は免税。 ・ 高効率CHP（熱電併給、コージェネレーション）発電及び公共交通機関へのエネルギー供給は免税。 <p>地域的な配慮</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ パイプライン計画が進行中の北アイルランドにおける天然ガス消費は5年間免税。 <p>用途による減免措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 発電用燃料は免税。 ・ 原料として用いられる場合（鉄鋼業における石炭消費費なども含む）は免税。 ・ アルミ精錬等の電気分解工程で消費される電気は免税。 	<p>産業部門に対する措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 暖房用油及び交通用燃料の大量消費者や国際競争力に大きな影響を受けるおそれのある者は、CO₂排出量の上限を定める公式の覚書を連邦政府と取り交わすことによりCO₂税が非課税となる。 ・ 削減協定の内容が達成できなかった場合は、CO₂税の税額に利息を加えて支払う。 	<p>産業部門に対する措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 付加価値100万フラン(15.2万EUR)当たりのエネルギー消費量が石油換算25万トン以上の企業や自主協定を結ぶ企業に対し、税を軽減する措置が検討された。
税収の使途	<ul style="list-style-type: none"> ・ 税収のうち90%弱を雇用者、被雇用者両方の年金保険料負担の軽減に用いる。 ・ 残りは、KfW（復興金融公庫）CO₂建物改築プログラム、旧式夜間蓄熱式暖房の段階的廃止、再生可能エネルギーの普及等環境対策に使用している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般財源（社会負担の軽減 [60.5%]、補償対策 [31.1%]、エネルギー消費効率の改善 [8.4%] のために活用。） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 税収の大半は、雇用者の国民保険負担額の引き下げ（0.3%）により産業部門に還元。 ・ Carbon Trust（2001年4月に政府により設立された独立の非営利企業。約50百万ポンド/年間の資金規模のうち約3分の2が気候変動税の税収。等がエネルギー効率対策事業を実施。 ・ 省エネ投資に対する資本控除拡大制度実施の財源に充当（2001～2002年に70百万ポンド）。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 税収はその支払額に応じて国民と経済界に還元。 ・ 国民への還元は、連邦議会がその手続きを所管する。すべての自然人の間で等分される。 ・ 経済界への還元は、連邦高齢者遺族保険資金に税収を充当し、社会保障費を軽減することにより実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 35時間労働制導入の財源への充当を予定。
効果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2001年6月にドイツ連邦環境・自然保護・原子力安全省から公表された報告書によれば、エコロジカル税制改革による温室効果ガス排出削減効果を次の通り評価している。 ・ ドイツにおける温室効果ガスの排出削減のうち、エコロジカル税制改革による分は7.0百万 tCO₂（全体の削減量は240.3百万 tCO₂）。 ・ 第3次国別報告書では、環境税制改革による排出削減効果を2005年時点において1,000万t-CO₂（1990年CO₂排出量の0.99%）、同じく2010年では2,000万 t-CO₂（1990年CO₂排出量の1.97%）と想定している。 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 英国は「気候変動プログラム」において、国内の各種施策による2010年における効果の見通しを示している。この中で、「気候変動税」による効果は7.3百万tCO₂、「炭化水素油税」率の1999年までのエスカレーターによる効果は3.7～9.2百万tCO₂とされている。 ・ 英国政府（環境・食料・農村地域省）が、2003年4月に公表した「気候変動協定制度(CCA)」に関する評価では、2000から2001年にかけて44の産業部門と結んだCCAに関して、対象施設の88%において2002年の排出削減目標を達成し、エネルギー効率向上において実際的な効果があったとしている。具体的には、例えばエネルギー消費量が大きい業界の代表ともいえる化学業界では、エネルギー効率が1998年と比較して14.5%改善している。また、CCAで規制されている企業は約5,000社存在するが、これらの企業からの2002年度の総排出削減量は1,350万tに上り、政府目標の3倍に達するものであった。なお、CCA目標を達成した対象施設が受ける気候変動税の税控除額は約3億ポンド（603億円）に相当する。 		
付加価値税の徴収方法	インボイス方式	インボイス方式	インボイス方式	インボイス方式	インボイス方式

【注】

- ^a 重油等についてはその後、再び既存エネルギー税の課税対象に追加されている。
- ^b 政府提案ではこれらその他、プロセス産業にまで拡張する内容が盛り込まれていたが、採択されなかった。代わりに、国内排出量取引制度の導入が検討されることとなった。
- ^c 軽油等についてはその後、再び既存エネルギー税の課税対象に追加されている。
- ^d 欧州連合作成の Database on environmental taxes in the European Union Member States, plus Norway and Switzerland (http://www.europa.eu.int/comm/environment/enveco/env_database/database.htm) による。ノルウェー、デンマーク、オランダ、ドイツ及び英国における温暖化対策税相当税については、2004年3月時点の情報であるが、その他は特に断りのない限り2000年6月現在の税率。また、換算レートとしては、先にあげたノルウェー、デンマーク、オランダ、ドイツ及び英国については、2004年3月23日現在の換算レート（1NKR（ノルウェークロネ）=15.56円、1DKR（デンマーククロネ）=17.70円、1EUR=131.39円、並びに1UK£（英ポンド）=197.00円。）を用いているが、その他の国については2003年7月14日現在の換算レート（1SKR（スウェーデンクロネ）=14.5円、及び1EUR=132.67円。）を用いている。
- ^e 導入当初、電力の課税対象者は低アンペア契約者に限定されていたが1997年に全アンペア契約者に拡張された経緯がある。なお、その際の追加税収は省エネ・再生可能エネルギー投資の投資税額控除の財源に充当された。
- ^f Database on environmental taxes in the European Union Member States, plus Norway and Switzerland (http://www.europa.eu.int/comm/environment/enveco/env_database/database.htm) において該当する税率が報告されておらず、課税対象かどうか確認できていない。
- ^h mineral oil に対する税率が決められている。軽油・重油・灯油などが該当するものと想定した。
- ^j 天然ガスについては、0～5,000m³/年の消費量区分の税率である。
- ^k カテゴリー1（家庭・サービス）に対する税率
- ^l 石炭：石炭を採取、生産、輸入し、燃料として自ら消費する者、又は国内での燃料としての消費のために他者に提供する者。ガス：ガスを採取、生産、輸入し、燃料として自ら消費する者、採取者から引き取り燃料として自ら消費する者、又はガスを生産、輸入し、国内での燃料としての消費のために他者に提供する者。
- ^m 導入当初産業部門は非課税とされていたが、1993年に50%の軽減税率（エネルギー多消費産業には35%）で課税が開始された。工程別及び協定の有無別の税率設定措置は1996年に導入された。
- ⁿ 炭化水素からなる化合物の一般的総称。普通、天然アスファルト、コールタール、石油アスファルト、ピッチなどという。道路舗装用材料、防水剤、防腐剤などに用いる。
- ^o マーシャル卿は、当時英国産業連盟会長。財務省からの依頼でタスクフォースを設けて、新しい政策を検討し、上記提言を行う。この提言が現在の英国の気候変動税及び気候変動協定並びに排出量取引制度の土台となっている。
- ^p SO_x などの排出量について課税されている。
- ^q 税の制度設計上の問題で、税の考え方そのものが違憲とされたものではない。
- ^s 2000年のEUデータベースで確認できる範囲。イタリアでは、温暖化対策税制として、1999年に既存のエネルギー税の税率引き上げが開始されたが、同年11月には燃料価格の高騰を理由に、2000年途中まで一時的に引き上げ分の適用が中断された。その後も運輸業などに対する軽減措置の追加導入が行われるなど、税制に関するいくつかの変更が行われている。
- ^t 2001年4月導入時の税率
- ^v Database on environmental taxes in the European Union Member States, plus Norway and Switzerland (http://www.europa.eu.int/comm/environment/enveco/env_database/database.htm) において該当する税率が報告されておらず、課税対象かどうか確認できていない。
- ^w 産業/商業用の値
- ^x 暖房用の値
- ^y 灯油については、軽油と同じ税率と想定した。
- ^z 住居用の値